

税のお知らせ

1月の納税等

村県民税／第4期

国民健康保険税／第7期

後期高齢者医療保険料／第7期

介護保険料／第5期

農業集落排水処理施設使用料／第5期

保育料／1月分

納期限／1月31日(火)

令和5年度から村税の納付方法が拡大されます

令和5年4月から、全国の自治体を対象に、地方税統一QRコードを活用した電子納付ができるようになります。

地方税統一QRコードを活用して新たに印刷される納付書では、ご自宅からパソコンやスマートフォンを利用して、インターネットを通じて納税手続きが可能となります。さらに、地方税統一QRコード対応の金融機関では、これまで決められていた金融機関以外でも納付できるようになります。

納付方法詳細については、納税通知書同封チラシや広報等でお知らせします。

●対象税目

・固定資産税

・個人住民税(村県民税)

・軽自動車税

・国民健康保険税

※その他税・料は対象外です。

※現在、口座振替をご利用の方で、地方税統一QRコードのご利用を希望される方は、口座振替の廃止の届出が必要です。固定資産税からご利用の場合は、2月末までに、金融機関へ廃止の届出をお願いします。
(QRコードは株デンソーウェブの登録商標です)

個人住民税は特別徴収で納めましょう

特別徴収とは、事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き(給与天引き)し、納入する制度です。
特別徴収での納付にご理解とご協力をお願いします。

●新型コロナウイルス感染症拡大防止

のため、給与支払報告書や償却資産申告書等の提出は、郵送またはeLTAXによる提出にご協力ください。

令和5年度(令和4年分)給与支払報告書を提出してください

※提出はぜひeLTAXをお願いします
※必ずマイナンバーを記載してください

令和4年中に給与を支払われた方は、給与支払報告書を提出する必要があります。

給与支払報告書の個人別明細書は、個人住民税の課税の根拠となる重要な書類です。正しく記入のうえ、期限内に必ず提出してください。提出が遅れますと、納税通知書の送付も遅れますので、期限厳守をお願いします。

●提出期限 1月31日(火)

給与支払報告書の提出期限は、給与の支払いがあった年の翌年の1月31日(火)ですが、事務処理の都合上、**1月20日(金)**までの提出にご協力をお願いします。

●提出対象者

令和4年中に給与等の支払をしたすべての従業員等(パート、アルバイト、法人役員等を含む)です。

●提出先

給与支払報告書の提出先は、給与の支払いがあった年の翌年の1月1日(今回は令和5年1月1日)現在の受給者の住所地の市町村です。

●個人別明細書について

必ずマイナンバー、氏名カナ、生年月日を記載してください。記載がないと、個人特定ができない場合があります。

住宅借入金等特別控除などの特別控除の適用がある場合には、居住年月日、控除可能額、控除区分を正確に記載してください。記載がない場合や誤った記載がされている場合、正しい課税ができません。

租税条約の適用となる場合は、摘要欄への記載(eLTAXの場合は「条約免除」欄のチェック)と、役場への届出の両方が必要です。どちらか一方でも欠けている場合、租税条約の適用ができませんのでご注意ください。

●役場への届出書類

①租税条約に関する届出書(税務署に提出した書類)の写し(税務署受付印のあるもの)

②在留カードの写し



③ パスポートの写し

● 届出期限

3月15日(水)

● 総括表について

給与支払報告書を本村に提出する際には、本村から12月に送付された総括表(特別徴収義務者指定番号の入ったもの)を使用してください。独自の様式を使用し提出される場合は、役場から送付された総括表(特別徴収義務者指定番号の入ったもの)を併せて提出していただきますようお願いいたします。普通徴収者がいる場合は、役場から送付された総括表下部の切替理由を記入してください。

適正で迅速な課税作業を行うため、ご協力をお願いします。

償却資産申告書を提出してください

会社や個人の方が事業を営むために所有している構築物、機械、工具、器具、備品等の固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同じく固定資産税がかかります。

毎年1月1日現在本村に所在している償却資産(自己が使用するもののほか他人に貸し付けている

ものも含む)を申告していただくことになっておりますので、期間中に償却資産申告書をご提出いただきますようお願いいたします。

● 提出期限

1月31日(火)

● 問合せ先

総務部税務課

マイナンバーについて

給与支払報告書および総括表、償却資産申告書の提出の際には、マイナンバーの記載が必要です。

● 法人の場合

法人番号を記入してください。

(13桁)

● 個人事業主の場合

事業主の個人番号を右詰で記入してください。(12桁)

個人事業主の方が提出する場合は、事業主の個人番号と本人確認を行うため、次の①と②両方の書類を提示または写しを添付していただく必要があります。

① 事業主の個人番号確認書類

② 事業主の本人確認書類

※マイナンバーカードであれば、個人番号確認と本人確認の両方が確認可能です。

● 問合せ先

総務部税務課

地方税の手続きは便利なeLTAXをご利用ください

eLTAXは、地方税の手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。申告、申請、届出から納税まで行うことができます。

● 利用のメリット

- ・ 自宅やオフィスから全地方公共団体に書類の提出ができるため、郵送コストの削減や窓口に出向く手間を省くことができます。
- ・ eLTAXに対応した市販の税務・会計ソフトで作成したデータをそのまま送信できます。
- ・ 地方公共団体などが共同して運営する「地方税共同機構」が管理運営をしており、無料で利用することがができます。

● 利用時の注意点

- ・ 給与支払報告書を提出する場合、特別徴収者指定番号と法人番号の両方を入力してください。
- ・ 償却資産申告書を提出する場合、法人番号を入力してください。
- ・ 法人住民税申告書を提出する場合、管理番号と法人番号を両方入力してください。管理番号がわからない場合は、役場から送付する白紙の申告書に印字されていますので、ご確認ください。

● 利用時間

午前8時30分～午前0時
(土曜・日曜および祝日、12月29日～1月3日を除く)

※毎月最終土曜日および翌日の曜日は利用できません。

● 問合せ先

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法に関する詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。

<https://www.eltaxita.go.jp/>

また、eLTAXご利用に際して、ご不明な点等ございましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。



確定申告には、税務署から届いた「確定申告書」または「確定申告のお知らせ」が必要です

確定申告をしたことがある方には、1月下旬から2月上旬にかけて税務署から「確定申告書」または「確定申告のお知らせ」が届きます（e-TAXにより申告書を送信された方を除く）。確定申告書の「納期限」および「予定納税額」等の確定申告に必要な情報が記載されていますので、大切に保管してください。確定申告時にこれらの書類がない場合、正しい申告および納税ができない場合がありますので、ご注意ください。

なお、「確定申告のお知らせ」を送付する方には、青色申告決算書および、収支内訳書は送付されません。津島税務署または役場玄関に準備していますのでそちらをご利用ください。また、国税庁ホームページの「確定申告作成コーナー」でも作成し、印刷することも可能です。

※「確定申告のお知らせ」が届く方は、自宅等で「確定申告作成コーナー」から申告書作成し書

面により提出された方や次の相談会場で書面により提出された方です。

- ・税理士会による無料相談会場
- ・市町村役場による相談会場
- ・青色申告会による相談会場

●問合せ先

・確定申告書、確定申告のお知らせ、青色決算書、収支内訳書の受け取りに関する事

津島税務署

☎ 26-2161（音声案内より2番を選択してください）

・確定申告作成コーナーに関する事
e-TAX・作成コーナーヘルプデスク

☎ 0570-0115901

・青色決算書、収支内訳書の受け取りに関する事

総務部税務課

税務署からのお知らせ

●確定申告について

令和4年分の確定申告は、スマホとマイナンバーカードを利用した「ご自宅からのe-TAX申告」をぜひご利用ください。

国税庁ホームページの「確定申告作成コーナー」では、画面案内

に沿って入力・操作することで、申告書や青色申告決算書・収支内訳書の作成・送信が可能です。

なお、スマホのカメラ機能で給与所得の源泉徴収票を撮影することで、金額等が自動で入力されるほか、令和5年1月からは、青色申告決算書や収支内訳書がスマホで作成可能になります。

また、マイナンバーカードを利用してマイナポータルと連携することで、医療費やふるさと納税等のデータが確定申告書に自動で入力されます。マイナポータルを通じて取得可能となるデータについては、今後も順次拡大を予定していますので、ぜひご利用ください。

●申告会場について

令和4年分の確定申告会場は、2月16日（木）～3月15日（水）の間、津島市文化会館で開設します。

確定申告会場は、大変混雑しますので、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からも、混雑する確定申告会場には出向かず、安心・安全なご自宅からのe-TAX申告をご利用ください。

なお、確定申告会場では、基本的にご自身のスマホで申告してい

たきます。

来場の際には、事前にマイナポータルアプリをインストールするほか、

①源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

②スマホおよびマイナンバーカード（※）

（※）マイナンバーカードの発行時に設定した次のパスワードも必要です。

・署名用電子証明書（英数字6桁～16桁）

・利用者証明用電子証明書（数字4桁）

が必要になりますので、ご準備をお願いします。

また、確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は、確定申告会場での当日配布、または、LINEアプリを使ったオンラインによる事前発行の二通りで配布しています（入場整理券の配布状況に応じ、後日の来場をお願いする場合がありますのでご了承ください）。

よって、確定申告期限間際は特に混雑しますので、会場へ来場をお考えの方は、早期の来場をお願いします。